

令和5年度

市 民 稅
県 民 稅

特別徵収關係書類綴

石川県七尾市

〒926-0046 石川県七尾市神明町1番地(ミナクル2階)

電話(0767)53-8412

FAX(0767)53-2553

担当 総務部税務課

＜従業員が退職した場合ご注意ください＞

令和6年1月1日から令和6年4月30日までに
従業員が退職した場合は、本人の申し出がなくても、
残りの税額を特別徴収の方法で一括徴収し納入
することが義務付けられています。

(関連ページP. 2 従業員の異動（退職、転勤、就職等）の届出)

令和5年5月

特別徴収義務者様

七尾市長

令和5年度 市・県民税の特別徴収について

平素から市・県民税の特別徴収事務に格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。さて、令和5年度の市・県民税特別徴収税額を別紙税額通知書のとおり決定いたしましたので、この綴りをご参照のうえ一層のご協力を賜りますようお願いいたします。

目次

(ページ)

◇ 市・県民税の特別徴収	1
◇ 特別徴収税額の納入	2
◇ 従業員の異動(退職、転勤、就職等)の届出	2
◇ 特別徴収税額の変更通知	3
◇ 月割額を滞納された場合	3
◇ 記載された事項に不服があるときは	3
◇ 退職所得にかかる市・県民税の特別徴収	3
◇ 初めてゆうちょ銀行(郵便局)を利用される特別徴収義務者の方へ(お願い)	4
◇ 納入書の記入例(1～4)	5～7
◇ 給与所得者異動届出書の記入方法〔黄色の用紙〕	8～12

届出書様式

◆ 特別徴収義務者所在地・名称変更届出書	1枚
◆ 給与支払報告書、特別徴収にかかる給与所得者異動届出書	7枚

※各種様式は七尾市ホームページからダウンロードできます。

市・県民税の特別徴収

1 特別徴収の対象となる人

地方税法321条の3第1項の規定により、前年中に給与の支払いを受けた人であり、かつ4月1日の現況において給与の支払いを受けている人の市・県民税は、特別徴収の方法によって徴収するものとされています。

2 特別徴収義務者の指定

地方税法第321条の4及び七尾市税条例第44条の規定により、所得税の源泉徴収義務のある事業所は、原則として市から市・県民税特別徴収義務者として指定されます。

3 特別徴収税額の通知

特別徴収の方法によって市・県民税を徴収する場合、地方税法第321条の4第2項の規定により、5月31日までに特別徴収義務者を経由して納税義務者（以下「従業員」という。）に特別徴収税額を通知することとなっています。

通知する書類の内容は次のとおりです。

(1)特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）……（茶色）

この通知書は、貴事業所を特別徴収義務者に指定するとともに従業員から徴収し、納入していただく市・県民税額が記載されています。事業所で保管してください。

(2)特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）……（緑色）

この通知書は、従業員に市・県民税の特別徴収税額を通知するためのものです。従業員に交付してください。

※通知した従業員に特別徴収できない人がありましたら、この綴りにある「給与所得者異動届出書」を作成し、該当者の決定通知書とあわせて提出してください。

《納期の特例について》

従業員が常時10人未満の事業所は、市長の承認を受けた場合に、徴収した税額を年2回の納期で納入することができます。

6月から11月までの分 → 納期限 令和5年12月11日

12月から5月までの分 → 納期限 令和6年6月10日

この特例を受ける場合は、税務課へ申し込みが必要です。

特別徴収税額の納入

1 従業員からの特別徴収

特別徴収税額の通知書(特別徴収義務者用)（茶色）の個人明細に記載されている月割額を、6月から翌年5月までの12回にわけて毎月給与を支払われる際に徴収し、市に納入いただきます。

(1)納入方法

従業員から徴収した月割額の合計額を、当市指定の納入書で納入してください。

(2)納期限

月割額を徴収した月の翌月10日です。(10日が金融機関の休業日の場合はその次の最初に営業する日)

2 納入場所

市・県民税特別徴収税額は、次の取扱金融機関で納めてください。

取扱金融機関

(1)七尾市指定金融機関

株北國銀行

(2)七尾市収納代理金融機関

株北陸銀行 のと共栄信用金庫

興能信用金庫 北陸労働金庫

能登わかば農業協同組合

東日本信用漁業協同組合連合会 石川支店

(3)その他

株ゆうちょ銀行及び郵便局（石川県・富山県・福井県）

※上記三県以外のゆうちょ銀行及び郵便局で初めて納入される場合は、「指定通知書」(P. 4)を提出してください。

翌年以降引き続き同じゆうちょ銀行及び郵便局で納入される場合は指定通知書の提出は不要です。

なお、簡易郵便局では取扱いできない場合がありますので、各郵便局にご確認ください。

3 納入書の取扱いについての注意事項

(1)OCR処理（光学文字読み取り装置）の都合上、できるだけ当市の納入書をご使用ください。また、汚したり折り曲げたりせずに取り扱いください。

(2)納入書は、令和5年6月分から令和6年5月分までの12ヶ月分と予備（3枚）の計15枚綴りとなっています。

(3)12ヶ月分の納入書には、納入すべき金額が「納入金額(1)」欄に印字されています。税額変更があった場合は、〈記入例〉(P. 5～6)を参照し、訂正のうえご使用ください。

(4)退職所得にかかる市・県民税については、一括徴収の場合と同様、その他の従業員の特別徴収税額とあわせて納入してください。この場合〈記入例〉の2(P. 5)及び〈記入例〉の4(P. 7)をご参照ください。

従業員の異動（退職、転勤、就職等）の届出

1 年度の途中で従業員が減る場合（退職、休職等）

従業員が退職、休職、その他の事由で給与の支払いを受けなくなった場合には、令和6年5月までの残りの月割額を従業員自身で納めてもらう（普通徴収への切替え）か、最後に支給する給与や退職金等から一括徴収していただきます。また、この綴りにある「給与所得者異動届出書」(P. 9～10参照)を作成し提出してください。

(1)退職等の日が令和5年12月31日までの場合（選択）

退職月以後の未徴収税額を普通徴収へ切替えるか、または退職金等から一括徴収するか、従業員が選択できます。

なお、一括徴収をするには、以下の条件が必要ですが、本人が希望する場合や外国人の方が帰国する場合はこの制度をご活用くださいようお願いいたします。

a 退職者から未徴収税額について一括して納めたい旨の申し出があること。

b 未徴収税額を差し引く給与や退職金などが翌年の5月31日までに支給されること。

(2)退職等の日が令和6年1月1日から令和6年4月30日までの場合（一括徴収）

退職月以後の未徴収税額については、従業員の申し出がなくても最後に支払われる給与または退職金等から一括徴収することが義務づけられています。（地方税法第321条の5 第2項）

2 年度の途中で従業員が減る場合（転勤）

転勤先（新特別徴収義務者）へ、次回から徴収していただく月割額を貴事業所からご連絡願います。また、「給与所得者異動届出書」（P.11参照）を作成し、提出してください。

3 年度の途中で従業員が増える場合（就職等）

「給与所得者異動届出書」（P.12参照）を作成し、提出してください。

特別徴収税額の変更通知

異動や更正により特別徴収税額が変更になるときは、「市・県民税特別徴収税額の変更通知書」を送付しますので、変更後の月割額を納入してください。（P. 5 参照）

月割額を滞納された場合

納期ごとの納めるべき税額が、その納期限までに完納されない場合には、納期限内に納付した方との公平性を保つため、納期限の翌日から完納の日までの日数に応じて以下の割合で計算した額の延滞金を本税に加算して納入することになります。

「延滞金額」は、起算日から納付（入）の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6%（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%）の割合（当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%を超える場合には、年7.3%の割合）とします。）を乗じて計算した額です。この場合における年あたりの割合は閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

記載された事項に不服があるときは

特別徴収税額の通知書に記載された事項に不服がある場合は、通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内に七尾市長に対して審査請求することができます。

退職所得にかかる市・県民税の特別徴収

退職所得にかかる市・県民税については、所得税の場合と同様に、他の所得と区別して退職手当等の支払いの際、特別徴収されることになっています。

1 納税義務のある人

退職手当等の支払いを受けるべき日の属する年の1月1日現在七尾市内に住所を有し、退職手当等の支払いを受ける人です。

2 税額の計算方法

$$\text{退職所得の金額 (A)} = (\text{退職手当等の収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1 / 2$$

(1,000円未満の端数切捨て)

退職所得の金額 (A)	税率		特別徴収すべき税額	
	市民税	県民税	市民税額	県民税額
	6 %	4 %		

（それぞれ100円未満の端数切捨て）

（注1）退職所得控除額

①勤続年数が20年以下の場合・・・40万円×勤続年数（※金額が80万円に満たないときは80万円）

②勤続年数が20年を超える場合・・・800万円+70万円×（勤続年数-20年）

なお、障害者になったことにより退職した場合には、上記の控除額に100万円を加算した金額が控除額になります。

また、勤続年数の計算の際、1年未満の端数が生じたときは切り上げます。

（注2）勤続年数が5年以下の法人役員等については、この2分の1を乘じずに計算します。

（注3）勤続年数が5年以下の法人役員等以外の退職金については、退職所得控除を控除した残額の300万円を超える部分について、2分の1を乘じずに計算します。

3 退職所得にかかる市・県民税の納入方法

退職手当等を支払われる際に市・県民税を徴収して、徴収した翌月の10日までに、その月の給与分とあわせて同一納入書で納入してください。

なお、納入書の記入（P. 5 参照）にあたっては、必ず納入金額（2）欄の退職所得分欄に金額を記入し、裏面の納入申告書（退職分）にも必要事項をご記入ください。

（P. 7 参照）

初めてゆうちょ銀行(郵便局)を利用する特別徴収義務者の方へ(お願い)

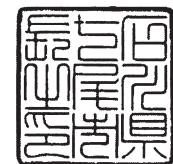
特別徴収税額の納入に石川県、富山県、福井県以外のゆうちょ銀行(郵便局)を利用する場合は、当市の金融機関として指定しなければなりません。

初めて納入される際、右「指定通知書」をそのゆうちょ銀行(郵便局)に提出してください。

令和 年 月 日

株式会社ゆうちょ銀行各支店長 様
日本郵便株式会社 局長 様

七尾市長



金融機関指定通知書

貴店(局)を地方税法第321条の5第4項の規定により、当市の市民税・県民税特別徴収税額の取扱店(局)に指定しましたので通知します。

1. 口座番号 00740-3-960009

1. 加入者の名称 七尾市会計管理者

1. 取りまとめ局 金沢貯金事務センター

〈納入書の記入例〉

- 1 納入すべき金額が「納入金額(1)」の欄の金額と同じ場合…何も記入せず、納入書をそのままご使用ください。
- 2 納入すべき金額が「納入金額(1)」の欄の金額と異なる場合（税額変更等があった場合）…下記のように記入し、ご使用ください。

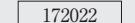
石川県 七尾市 個人市民税 個人県民税 領収証書

市区町村コード	口座番号	加入者名
1 7 2 0 2 2	00740-3-960009	七尾市会計管理者
指定番号		納入金額(1)
令和5年6月分		106000714 70,600 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。 納 一括徴収分含む。 退職所得分 入金 延滞金 額 督促手数料 合計額		
納期限	令和5年7月10日 (2)	
(特別徴収義務者) 住所 〒 又は 所在地 七尾市○○町○○番地 氏名 又は 名称 ○○○○○株式会社 殿 上記のとおり領収しました。 (納入者保管)		
		

石川県 七尾市 個人市民税 個人県民税 納入書

市区町村コード	口座番号	加入者名
1 7 2 0 2 2	00740-3-960009	七尾市会計管理者
指定番号		納入金額(1)
令和5年6月分		106000714 70,600 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。 納 一括徴収分含む。 退職所得分 入金 延滞金 額 督促手数料 合計額		
納期限	令和5年7月10日 (2)	
(特別徴収義務者) 住所 〒 又は 所在地 七尾市○○町○○番地 氏名 又は 名称 ○○○○○株式会社 上記のとおり納入します。 (金融機関保管)		
		

石川県 七尾市 個人市民税 個人県民税 納入済通知書

市区町村コード	口座番号	加入者名
1 7 2 0 2 2	00740-3-960009	七尾市会計管理者
令和年 月分	指 定 番 号	納入金額(1) 円
0 5 0 6	1 0 6 0 0 0 7 1 4	70,600
		
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。 納 一括徴収分含む。 退職所得分 入金 延滞金 額 督促手数料 合計額		
納期限	令和5年7月10日 (2)	
取りまとめ局 (〒920-8794) 金沢貯金事務センター		
(特別徴収義務者) 住所 〒 又は 所在地 七尾市○○町○○番地 氏名 又は 名称 ○○○○○株式会社 納 上記のとおり通知します。 (受付店→北國銀行七尾支店→七尾市) (七尾市保管)		
		

納入済通知書の納入金額欄に￥記号は記入しないでください。

・黒ボールペンで「納入金額(1)」の金額を横線で消し（訂正印不要）、「納入金額(2)」の該当する欄に納入すべき金額を記入してください。「合計額」欄も必ず記入してください。

退職所得にかかる市・県民税を納入する場合は、「納入金額(2)」の退職所得分欄に金額を記入し、裏面の納入申告書（退職分）も必ずご記入ください。（P. 7 参照）

・「納入金額(2)」の欄に記入する際は、次の標準字体にならって記入してください。（￥記号不要）

標準字体 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

・納入金額を書き損じた場合には、納入書綴5月分の次にじてある予備を使用してください。記入方法については次ページの〈記入例〉 3をご参照ください。

〈納入書の記入例〉

3 予備の納入書を使用される場合

石川県 七尾市 個人市民税 個人県民税 領収証書④

市区町村コード	口座番号	加入者名
1 7 2 0 2 2	00740-3-960009	七尾市会計管理者
指 定 番 号		納入金額(1)
令和 5 年 6 月 分		106000714
納入すべき金額が右の 納入金額(1)の欄の金額と 異なるときは、納入金額 (1)の欄を横線で抹消し、 納入金額(2)の欄に記入し てください。		
給与分 一括徴収 分含む。	億 千 百 十 万 千 百 十 円	3 5 0 0 0
納 入 金 額 督 促 手 数 料		
合計額	3 5 0 0 0	
(特別徴収義務者)		
住 所 〒 又は 所在地 七尾市○○町○○番地	領 取 日 付 印	七尾 市 会 計 管 理 者
氏 名 又は 名 称 ○○○○○株式会社 殿		

上記のとおり領収しました。

(納入者保管)

石川県 七尾市 個人市民税 個人県民税 納 入 書④

市区町村コード	口座番号	加入者名
1 7 2 0 2 2	00740-3-960009	七尾市会計管理者
指 定 番 号		納入金額(1)
令和 5 年 6 月 分		106000714
納入すべき金額が右の 納入金額(1)の欄の金額と 異なるときは、納入金額 (1)の欄を横線で抹消し、 納入金額(2)の欄に記入し てください。		
給与分 一括徴収 分含む。	億 千 百 十 万 千 百 十 円	3 5 0 0 0
納 入 金 額 督 促 手 数 料		
合計額	3 5 0 0 0	
(特別徴収義務者)		
住 所 〒 又は 所在地 七尾市○○町○○番地	領 取 日 付 印	七尾 市 会 計 管 理 者
氏 名 又は 名 称 ○○○○○株式会社		

上記のとおり納入します。

(金融機関保管)

石川県 七尾市 個人市民税 個人県民税 納入済通知書④

市区町村コード	口座番号	加入者名
1 7 2 0 2 2	00740-3-960009	七尾市会計管理者
令 和 年 月 分	指 定 番 号	納入金額(1)
0 5 0 6 1 0 6 0 0 0 7 1 4	172022	3 5 0 0 0
納入すべき金額が右の 納入金額(1)の欄の金額と 異なるときは、納入金額 (1)の欄を横線で抹消し、 納入金額(2)の欄に記入し てください。		
給与分 一括徴収 分含む。	億 千 百 十 万 千 百 十 円	3 5 0 0 0
納 入 金 額 督 促 手 数 料		
合計額	3 5 0 0 0	
(特別徴収義務者)		
住 所 〒 又は 所在地 七尾市○○町○○番地	領 取 日 付 印	七尾 市 会 計 管 理 者
氏 名 又は 名 称 ○○○○○株式会社		

上記のとおり通知します。 (受付店→北國銀行七尾支店→七尾市) (七尾市保管)

納入済通知書の納入金額欄に￥記号は記入しないでください。

- 各月分の納入書が汚損等で使用できなくなった場合や「納入金額 (2)」の欄に記入するときに書き損じた場合等に使用してください。
- 記入していただく箇所は次のとおりです。
 - 「納入金額 (2)」の欄…………… 給与分、退職所得分等の納入すべき金額を該当する欄に記入し「合計額」欄も記入してください。
 - 「年 月 分」の欄…………… 徴収年月です。用紙右の「納入済通知書」には、1月～9月の場合、01、02…09と2桁で記入してください。
 - 「納期限」の欄…………… 徴収月（給与等支給月）の翌月10日（その日が金融機関の休業日の場合はその次の最初に営業する日）を記入してください。
- 「納入金額 (1)」の欄は*印で消してありますので、記入しないでください。

〈納入書の記入例〉

4 退職所得にかかる市・県民税がある場合…納入書裏面「納入申告書（退職分）」に記入してください。

市民税 県民税 納入申告書(退職分)											
七尾市長 あて		令和 年 月 日 提出									
		令	和	年	月	日	人	員	1	人	
退職手当等支払金額		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
		1	4	0	0	0	0	0	0	0	0
特別徵 取税額	市民税					7	5	0	0	0	0
	県民税					5	0	0	0	0	0
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税にかかる所得割の納入について申告します。											
(特別徵取義務者)					(受付印)						
住所又は 所在 地 七尾市○○町○○番地											
氏名又は 名 称 ○○○○○株式会社											
法人番号又は個人番号											
退職者 氏名		退職手当等 支払金額(円)				勤続 年数(年)					
○○○○○		14,000,000円				25年					

- 特別徵取税額欄には、退職所得にかかる市・県民税を算出した額を記入してください。

退職者が複数いる場合は、合計額を記入した後でそれぞれの退職者氏名等を記入してください。

(3名以上の場合は、内訳がわかる書類を別途郵送してください。)

※個人事業主の方へ

金融機関等は個人番号を取り扱うことができないため、左記事項は市に別途提出してください。

- 納入書表面のみ記載したもの

金融機関等に提出してください。

- 納入書裏面のみ記載したもの

もう一通用紙を用意し、郵送等により七尾市に提出してください。

郵送先 〒926-0046

七尾市神明町1番地（ミナ・クル2階）

七尾市総務部税務課収納グループ

給与所得者異動届出書の記入方法

※お願い 紹介所得者の異動届出書は、税額の有無にかかわらず異動のあった翌月の10日までに提出してください。

受付印	給与支払報告書 特別徴収にかかる給与所得者異動届出書										特別徴収義務者指定番号 個人番号又は法人番号	
	七尾市長あて		給与支払義務者	所在地								
2 1 ※印の欄は七尾市で記載するため、届出者において記載する場合は、新勤務先の名称及び所在地連絡先等を記入してください。	令和 年 月 日提出		氏名 (名称)							連絡先	係 氏名	
給与所得者					(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日		異動の事由	異動後の徴収方法	
整理番号	円	月から	円	年 月 日	1. 退職 2. 転勤 3. 休死 4. 死亡 5. 就職 6. その他							
個人番号		月まで			1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (事業所で残額をまとめて徴収) 3. 普通徴収 (個人納付へ切替)							
フリガナ												
氏名												
生年月日	年 月 日											
住所	(1月1日現在の住所…必ず記入願います)											
新住所	(給与の支払いを受けなくなった後の住所)											

退職後住所が変わる予定の人は記入してください。

給与所得者の転勤等により、新勤務先で特別徴収を継続する場合に記入する欄です。
(P.11参照)

一括徴収に関する記入欄です。
(P.10参照)

納入書の月を記入してください。

税額通知書の特別徴収義務者指定番号を記入してください。

該当事項に○印をつけてください。

七尾市の指定番号がある場合は記入し、ない場合または不明な場合は未記入のままで提出してください。

◎ 紹介所得者が新しい勤務先(特別徴収義務者)において「特別徴収の継続」を希望される場合

右記新特別徴収義務者へは			所在地	特別徴収義務者指定番号
月割額	円を	月分	(翌月10日納期限分)	
から徴収するよう連絡済です。			新特別徴収義務者 (新勤務先)	連絡先 担当者
フリガナ	氏名 (名称)	個人番号又は法人番号		電話

◎ 紹介の支払いを受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合

異動日が12月31日までの場合 一括徴収の申出日 令和 年 月 日	徴収予定期日 月 日	一括徴収予定期額合計 (上記(ウ)と同額)	一括徴収した税額は
			月分 (翌月10日納期限分)

退職の日が1月1日から4月30日までの方については、一括徴収することが義務付けられています。

※ 七尾市 記入欄	退職	転勤	休死	就職	一括	その他
	決定期	開始				
	年度					

記入例 退職①

●退職（退職・休職・死亡）して普通徴収へ切替えの場合

退職後住所が変わる予定の人は記入してください。

受付印	給与支払報告書 特 別 徵 収 にかかる給与所得者異動届出書						特別徴収義務者 指 定 番 号 123456789	
2 1	七尾市長あて	所在地	七尾市○○町△△番地			連絡先	係 紙と 氏名 稅務花子	
	令和 年 月 日提出	氏名 (名称)	○○○株式会社 七尾支店				電話 0767 (53) 8412	
給与所得者			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の徴収方法
整理番号 987654321			円 42,300	円 6 月から	円 28,000	5年 9月28日	①退勤 2.転職 3.休職 4.死亡 5.就職 6.その他	1.特別徴収継続 2.一括徴収 (事業所で残額をまとめて徴収) 3.普通徴収 (個人納付へ切替)
個人番号 876543210123 フリガナ ナナオ イチロウ				円 9 月まで				
氏名 七尾一郎								
生年月日 年 月 日 (1月1日現在の住所…必ず記入願います)								
住 所 七尾市袖ヶ江町伊部25番地								
新住所 同上 (給与の支払いを受けなくなった後の住所)								

赤枠内を記入してください。

◎ 給与所得者が新しい勤務先(特別徴収義務者)において「特別徴収の継続」を希望される場合

右記新特別徴収義務者へは	新特別徴収義務者 (新勤務先)	所在地	特別徴収義務者 指 定 番 号
月割額 円を 月分 (翌月10日納期限分)	フリガナ 氏名 (名称)		連絡先 担当者
から徴収するよう連絡済です。	個人番号又は 法 人 番 号		電 話 ()

◎ 給与の支払いを受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合

異動日が12月31日までの場合 一括徴収の申出日 令和 年 月 日	徴 収 予 定		
	徴収予定月日 月 日	一括徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)	一括徴収した税額は 月分 (翌月10日納期限分)

退職の日が1月1日から4月30日までの方については、一括徴収することが義務付けられています。

※ 七尾市 記入欄	退職	転勤	休職	死亡	就職	一括	その他
	決 定	開 始	処 理				
	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度

記入例 退職(2)

●退職して一括徴収の場合

受付印	給与支払報告書 特 別 徴 収						にかかる給与所得者異動届出書		
2 1	七尾市長あて	所在地	七尾市○○町△△番地			連絡先	給与係		
※印の欄は新勤務先で引き継ぎ特別徴収する場合は、新勤務先の名称及び所在地、連絡先等を記載する必要があります。	令和 年 月 日提出	氏名 (名称)	○○○株式会社 七尾支店			氏名	税務花子		
	給与所得者	特別徴収義務者	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の徴収方法	
	整理番号 987654321		42,300 円	6 月から 1 月まで	14,000 円	6年 1月27日	①退勤 ②転職 ③休職 ④死 ⑤就職 ⑥その他	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (事業所で残額をまとめて徴収) 3. 普通徴収 (個人納付へ切替)	
	個人番号 876543210123	フリガナ ナナオ イチロウ			28,300 円				
	氏名 七尾一郎								
	生年月日 (1月1日現在の住所…必ず記入願います)								
	住 所 七尾市袖ヶ江町伊部25番地								
	新住所 同上								

赤枠内を記入してください。

◎ 給与所得者が新しい勤務先(特別徴収義務者)において「特別徴収の継続」を希望される場合

右記新特別徴収義務者へは 月割額 円を 月分 (翌月10日納期限分) から徴収するよう連絡済です。	新特別徴収義務者 (新勤務先)	所在地	同額が入ります			特別徴収義務者指定期番号	
	フリガナ 氏名 (名称)					連絡先	担当者
	個人番号又は 法人番号					電話	()

一括徴収に関する記入欄です。

◎ 給与の支払いを受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合

異動日が12月31日までの場合 一括徴収の申出日 令和 年 月 日	徴収予定月日 1月25日	一括徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額) 14,000 円	一括徴収した税額は 2 月分 (翌月10日納期限分)
-----------------------------------------	-----------------	-------------------------------------	----------------------------------

退職の日が1月1日から4月30日までの方については、一括徴収することが義務付けられています。

※七尾市記入欄	退職	転勤	休職	死	就職	その他
	決定期	開始処理				
	年度	年度				

令和6年1月1日以降に退職する方については、本人の希望にかかわらず一括徴収することが義務付けられています。また、令和5年中の退職でも本人が希望する場合や外国人が帰国する場合は、一括徴収にご協力ををお願いします。

記入例 転勤

●転勤等により特別徴収継続の場合

受付印	給与支払報告書 特 別 徴 収						にかかる給与所得者異動届出書	特別徴収義務者指 定 番 号	123456789
2 1	七尾市長あて	所在地	七尾市○○町△△番地				個人番号又は法人番号	2345678901234	
	令和 年 月 日提出	氏名(名称)	○○○株式会社 七尾支店				連絡先	係 給与係 氏名 税務花子 電話 0767(53)8412	
給与所得者			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の徴収方法	
整理番号	987654321	円	6 月から 11 月まで	円	55,200	5年 11月28日	1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 死亡 5. 就業 6. その他	① 特別徴収継続 2. 一括徴収 (事業所で残額をまとめて徴収) 3. 普通徴収 (個人納付へ切替)	
個人番号	876543210123	ナナオ イチロウ	110,500	55,300	円				
氏名	七尾 一郎								
生年月日	年 月 日								
住所	(1月1日現在の住所…必ず記入願います) 七尾市袖ヶ江町伊部25番地								
新住所	(給与の支払いを受けなくなった後の住所) 同上								

赤枠内を記入してください。

給与所得者の転勤等により、新勤務先で特別徴収を継続する場合に記入する欄です。

右記新特別徴収義務者へは		新特別徴収義務者(新勤務先)	所在地	〒920-8577 金沢市広坂○丁目△番地	特別徴収義務者指 定 番 号	567891234
月割額	9,200 円を 12 月分 (翌月10日納期限分)	新特別徴収義務者(新勤務先)	フリガナ 氏名(名称)	○○○株式会社 本店	連絡先 担当者	石川
から徴収するよう連絡済です。			個人番号又は法人番号		電話	076(123)4567

七尾市の指定番号がある場合は記入し、ない場合は未記入のままで提出してください。

◎ 給与の支払いを受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合

異動日が12月31日までの場合		徴 収 予 定		
一括徴収の申出日	徴収予定月日	一括徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)	一括徴収した税額は □ 月分 (翌月10日納期限分)	
令和 年 月 日	月 日	円		

退職の日が1月1日から4月30日までの方については、一括徴収することが義務付けられています。

※七尾市記入欄	退職	転勤	休職	死亡	就業	一括	その他
	決定期	開始処理					
	年度	年度					

記入例 就職

●年度の途中に特別徴収へ切替える場合

受付印	給与支払報告書 特 別 徴 収 にかかる給与所得者異動届出書						特別徴収義務者 指 定 番 号 123456789	
2 1	七尾市長あて	所在地	七尾市○○町△△番地			連絡先	給与係	
	令和 年 月 日提出	氏名 (名称)	○○○株式会社 七尾支店				個人番号又は 法 人 番 号 2345678901234	
給 与 所 得 者			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の 徴 収 方 法
整理番号	個人番号	8 7 6 5 4 3 2 1 0 1 2 3	円 42,300	月から 月まで	円 28,000	5年 10月 3日	1. 退勤 2. 転職 3. 休職 4. 死亡 ⑤就業 10月分から 特別徴収 6. その他の ()	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (事業所で残額をまとめて徴収) 3. 普通徴収 (個人納付へ切替)
※印の欄は新勤務先で引き続き特別徴収する場合は、新勤務先の名称及び所在地、連絡先等を記載する必要があります。届出者において記載する必要はありません。	氏名	七尾 一郎						
	生年月日	年 月 日 (1月1日現在の住所…必ず記入願います)						
	住 所	七尾市袖ヶ江町伊部25番地						
	新住 所	(給与の支払いを受けなくなった後の住所) 同上						

赤枠内を記入してください。

◎ 給与所得者が新しい勤務先(特別徴収義務者)において「特別徴収の継続」を希望される場合

右記新特別徴収義務者へは 月割額 円を 月分 (翌月10日納期限分) から徴収するよう連絡済です。	新特別徴収義務者 (新勤務先) 所在地 フリガナ 氏名 (名称) 個人番号又は 法 人 番 号	特別徴収義務者 指 定 番 号
	連絡先 担当者 電 話	()

◎ 給与の支払いを受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合

異動日が12月31日までの場合 一括徴収の申出日 令和 年 月 日	徴 収 予 定 徴収予定月日 月 日	一括徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額) 円	一括徴収した税額は 月分 (翌月10日納期限分)
-----------------------------------------	--------------------------	------------------------------	--------------------------------

退職の日が1月1日から4月30日までの方については、一括徴収することが義務付けられています。

※ 七尾市 記入欄	退職	転勤	休職	死亡	就業	一括	その他
	決 定	開 始	処 理				
	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度

特別徴収義務者所在地・名称変更届出書

【お願い】誤読をさけるため、所在地・名称には必ずフリガナをふってください。

※新規に特別徴収を実施する事業所は太枠内のみ記入してください

受付印 令和 年 月 日 七尾市長 あて	給 特 別 徴 収 義 務 者 者	フリガナ			特別徴収義務者指定番号 法人番号 連絡先 係 氏名 電話
		所在地	〒	—	
		フリガナ			
		名称			
代表者 職氏名					

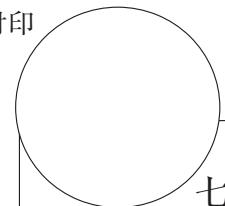
	変 更 前	変 更 後
フリガナ		
所 在 地	〒 —	〒 —
フリガナ		
名 称		
電 話	— —	— —
法 人 番 号		
備 考		

◎上記以外に書類の送付を希望される場合には、下記の欄に記入してください。

変 更 理 由 <small>(該当する項目に☑)</small>	<input type="checkbox"/> 社名変更	<input type="checkbox"/> 事務所等の移転
	<input type="checkbox"/> 合併による変更	<input type="checkbox"/> 事務所等の移転廃止
	<input type="checkbox"/> 新法人の設立	<input type="checkbox"/> その他 ()
	変更年月日 令和 年 月 日	

送 付 先	フリガナ		
	所 在 地	〒	—
	フリガナ		
	名 称		
	電 話	—	—

受付印



給与支払報告書
特別徴収

にかかる給与所得者異動届出書

2 1

七尾市長あて
令和 年 月 日提出

(特別徴収義務者)
給与支払者

所在地

氏名
(名称)

特別徴収義務者 指定番号	
個人番号又は 法人番号	
連絡先	係
	氏名
電話	()

※印の欄は七尾市で記載するため、届出者において記載する必要がありません。

給与所得者		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の徴収方法
整理番号	個人番号						
フリガナ							
氏名		円	月から	円	年	1. 退職	1. 特別徴収継続
生年月日	年 月 日		月まで		月	2. 転勤	2. 一括徴収 (事業所で残額をまとめて徴収)
住所	(1月1日現在の住所…必ず記入願います)					3. 休職	3. 普通徴収 (個人納付へ切替)
新住所	(給与の支払いを受けなくなった後の住所)	円				4. 死亡	
						5. 就職	
						6. その他	
						()	()

○ 給与所得者が新しい勤務先(特別徴収義務者)において「特別徴収の継続」を希望される場合

右記新特別徴収義務者へは 月割額 <input type="text"/> 円を <input type="text"/> 月分 (翌月10日納期限分) から徴収するよう連絡済です。	新特別徴収義務者 (新勤務先)	所在地		特別徴収義務者 指定番号	
フリガナ 氏名 (名称)				連絡先	担当者
個人番号又は 法人番号				電話	()

○ 給与の支払いを受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合

異動日が12月31日までの場合 一括徴収の申出日 令和 年 月 日	徴収予定定		
	徴収予定月日 月 日	一括徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額) 円	一括徴収した税額は <input type="text"/> 月分 で納入します。 (翌月10日納期限分)

退職の日が1月1日から4月30日までの方については、一括徴収することが義務付けられています。

※七尾市記入欄	退職	転勤	休職	死亡	就職	一括	その他
	決定期	開始					
	年度						

